

令和 7 年 11 月 7 日  
練馬区福祉部管理課

## つながるカレッジねりま（福祉分野）業務委託にかかるプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「つながるカレッジねりま（福祉分野）業務委託」について、適切な事業者の選定を、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 件 名

つながるカレッジねりま（福祉分野）業務委託

#### (2) 業務内容

つながるカレッジねりま（福祉分野）業務委託基本仕様書（別紙 1）のとおり

#### (3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ただし、成績評価を行った結果、履行状況が良好であれば最高 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。

#### (4) 履行場所

練馬区役所および区が指定する場所

#### (5) 概算経費

6,438,000 円（税込）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3-1 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 事業実施に必要な人員を配置できること。

#### 3-2 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時点において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335

- 号) による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

## 4 選定方法

### 4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和 7 年 11 月 7 日（金） 練馬区ホームページに掲載
質問受付期間	令和 7 年 11 月 7 日（金）～11 月 20 日（木）
質問回答日	令和 7 年 11 月 27 日（木）
提案書受付期間	令和 7 年 11 月 7 日（金）～12 月 8 日（月）
提案書提出締切日	令和 7 年 12 月 8 日（月） 午後 5 時
一次審査 結果通知	令和 7 年 12 月 26 日（金）
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和 8 年 1 月 16 日（金）
結果通知	令和 8 年 1 月 23 日（金）

### 4-2 質問回答

募集に関する質問は質問票（別紙 2）に内容を簡潔に記入の上、つぎの内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和 7 年 11 月 7 日（金）～11 月 20 日（木）の午後 5 時まで  
※期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 電子メール ※質問メールを送付した旨を担当部署まで連絡すること。
- (3) 担当部署 練馬区福祉部管理課ひと・まちづくり推進係  
(担当) 山本、會田（あいだ） 電話 5984-1296  
(E-mail) [TIIKIFUKUSHI08@city.nerima.tokyo.jp](mailto:TIIKIFUKUSHI08@city.nerima.tokyo.jp)
- (4) 回答方法 令和 7 年 11 月 27 日（木）に、質問者名を記せず、区ホームページで回答する。

### 4-3 企画提案書等の提出

参加を希望するものは、企画提案書等を以下の内容で提出すること。また、区が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 受付期間 令和 7 年 11 月 7 日（金）～12 月 8 日（月）
- (2) 提出方法 提出書類の正本を提出場所に持参し、写しをメールで送付すること  
(郵送は不可とする。)
- (3) 提出場所 練馬区役所西庁舎 3 階 福祉部管理課ひと・まちづくり推進係  
(E-mail) [TIIKIFUKUSHI08@city.nerima.tokyo.jp](mailto:TIIKIFUKUSHI08@city.nerima.tokyo.jp)

(4) 提出書類【正本：ア～ウ各 1 部、写し：電子データ】

ア つながるカレッジねりま（福祉分野）業務委託事業者

応募申請書（様式 1）

イ 事業者に関する事項

（a）事業者概要（様式 2） パンフレット等添付可

（b）受託実績申告書（様式 3）

（c）法人登記事項証明書（応募提出日の 3か月以内に発行されたもの・写しで可）

（d）東京都電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む。）

（e）決算資料（最新の貸借対照表および損益計算書 1 年分）

（f）直近 1 年分の法人事業税、法人税および消費税の納税証明書（写しで可）

ウ 提案事項および見積り事項

（a）提案書

A4 版左 2 か所綴じ（縦・横は自由）、横書き。15 ページ以内（表紙は含まず。）  
で、印刷は両面刷り、文字は 11 ポイント以上とする。

つぎの項目について提案すること。

① 個人情報保護の取り組みについて

・事業所としての個人情報保護に対する体制

・本事業実施における受付体制、受付名簿の管理方法等

② 本事業の実施体制

・事業実施に必要と思われる総配置人数と、配置方法等（専門職・有資格者の配置人数等も含む。）

・本事業をスムーズに実行するための人員体制上の工夫等

・本事業に従事可能な専門職・有資格者の人数等

③ 担当講師等の選定・カリキュラム、テキスト等の作成について具体的に記載

・担当講師等の選定およびカリキュラムの作成（講師の経験や資格等も含む。）

・活動に結びつける動機づけの方法（受講生が地域福祉について理解し、活動したいと行動に移せる工夫について）

④ 安全管理について

・安全や事故防止について

・危機管理体制、事故が発生した場合の対応

⑤ 苦情解決体制

⑥ 区民雇用の取組、物品等の区内事業者からの調達について

⑦ その他

・地域貢献、社会貢献、環境配慮等自由記載

（b）見積書（税込）

基本仕様書を参考に必要な経費を積算すること。

（5） 提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

#### 4-4 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査を行う。合計点の高い 3 者程度を一次審査通過とする。審査結果は、令和 7 年 12 月 26 日（金）までに書面により通知する。

#### **4－5 二次審査**

一次審査を通過した者について、令和8年1月16日（金）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から二次審査の評価が高い者を受託候補者とする。

選考時間は、1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とする。

説明者は、本業務を受託したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。詳細については、別途通知する。

審査結果は、すべての事業者に対して、1月23日（金）までに書面により通知する。

#### **4－6 評価項目**

つながるカレッジねりま（福祉分野）業務委託事業者選定評価項目（別紙4）のとおり。

#### **4－7 企画提案の辞退**

企画提案書等の書類が提出された後に辞退する場合は、「参加辞退届」（別紙3）を「8問合せ先・担当」に郵送で提出すること。

### **5 受託候補者との協議**

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案をしたことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

### **6 情報公開**

本件の業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙5）に基づき取り扱うものとする。

### **7 その他事項**

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格となる。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に、記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

- (6) 本案件のプロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (7) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (9) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 問合せ先・担当

練馬区福祉部管理課ひと・まちづくり推進係

(担当) 山本、會田 (あいだ)

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号 練馬区役所西庁舎 3 階

電話 : 03 - 5984 - 1296 FAX : 03 - 5984 - 1214

電子メール : [TIIKIFUKUSHI08@city.nerima.tokyo.jp](mailto:TIIKIFUKUSHI08@city.nerima.tokyo.jp)